

關於後遺團體

本

補給金

補給手當十五日分
新設手當十四日分
解工積立金、會積立金の支給
新設手當

會積立金の支給

延滞事由

事業不振の故一週休業ありたるがため

解雇事由

昭和十二年八月十八日

解雇年月日

昭和十二年八月十八日

解雇人員

現正社員 文一名 補六八名
見正社員 文一名 補六八名
フリーホールの職員

業種

大阪市向陽町一丁目十一

会社名

株式会社第一フリー製作所

財団法人労働協調會大阪支所

根拠者人謝福會大宛支所

株式會社第一フリー製作所労働争議

財団法人労働協調會大阪支所

会社名

株式會社第一フリー製作所

所在地

大阪市向陽町一丁目十一

業種

フリーホールの製造

職工数

男五七名、女一名、計六八名

参加人員

男五七名、女一名、計六八名

發生年月日

昭和十二年八月十八日

解決年月日

昭和十二年八月十八日

發生原因

事業不振の故一時休業せんとしたるによる

要求事項

職工積立金の支給

解決条件

職工積立金の支給

特別手當

特別手當十四日分

特別手當

特別手當十五日分

關係労働團體

なし